

## 第1章 総則

### 第1 目的

本運用基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等に関し、統一的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 運用上の留意事項

- 1 本運用基準は、行政指導事項を定めたものであり、指導基準については、防火対象物の関係者、設計者及び施工者等に十分説明を行い、協力を得て実現すること。
- 2 消防用設備等に関する各種技術開発を踏まえて、これらの消防用設備等の機能、特性等を十分把握するよう努め、実態にあった指導をすること。
- 3 消防用設備等は、個々の目的だけではなく、相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 4 消防用設備等のうち、自主設置及び消防法令以外の法令に基づき設置するものについても、原則として本運用基準を適用し指導すること。

### 第3 用語

#### 1 用語

本運用基準に用いる法令等の略称は、次のとおりとする。

|            |                           |                 |
|------------|---------------------------|-----------------|
| (1) 法      | 消防法                       | (昭和23年法律第186号)  |
| (2) 令      | 消防法施行令                    | (昭和36年政令第37号)   |
| (3) 規則     | 消防法施行規則                   | (昭和36年自治省令第6号)  |
| (4) 条例     | 鹿児島市火災予防条例                | (昭和49年条例第50号)   |
| (5) 条例等規則  | 鹿児島市火災予防条例等施行規則           | (昭和49年規則第90号)   |
| (6) 執行要綱   | 鹿児島市火災予防条例等の執行に関する要綱      | (平成2年鹿消局予第188号) |
| (7) 同意規程   | 建築同意事務処理規程                | (平成11年消防局訓令第1号) |
| (8) 査察規程   | 鹿児島市火災予防査察規程              | (平成25年消防局訓令第5号) |
| (9) 危政令    | 危険物の規制に関する政令              | (昭和34年法律第306号)  |
| (10) 危規則   | 危険物の規制に関する規則              | (昭和34年総理府令第55号) |
| (11) 建基法   | 建築基準法                     | (昭和25年法律第201号)  |
| (12) 建基令   | 建築基準法施行令                  | (昭和25年政令第338号)  |
| (13) 電設基準  | 電気設備に関する基準を定める省令          |                 |
| (14) J I S | 産業標準化法第17条第1項の規定による日本産業規格 |                 |

## 第1章 総則

- |               |                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (15) 安全センター   | 一般財団法人日本消防設備安全センター                                                       |
| (16) 耐火構造     | 建築基準法第2条第7号に規定するもの                                                       |
| (17) 準耐火構造    | 建築基準法第2条第7号の2に規定するもの                                                     |
| (18) 防火構造     | 建築基準法第2条第8号に規定するもの                                                       |
| (19) 不燃材料     | 建築基準法第2条第9号に規定するもの                                                       |
| (20) 準不燃材料    | 建築基準法施行令第1条第5号に規定するもの                                                    |
| (21) 難燃材料     | 建築基準法施行令第1条第6号に規定するもの                                                    |
| (22) 防火設備     | 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの                                                    |
| (23) 特定防火設備   | 建築基準法施行令第112条第1項に規定するもの                                                  |
| (24) 防火戸      | 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの                                                    |
| (25) 認定品      | 消防法施行規則第31条の4の規定に基づき登録認定機関により認定された消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等                 |
| (26) 品質評価品    | 日本消防検定協会が行う型式評価試験に合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等                             |
| (27) 評定品      | 一般財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等  |
| (28) 特定防火対象物  | 消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物 |
| (29) 非特定防火対象物 | 特定防火対象物以外の消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物                                            |
| (30) 令8区画     | 消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画                                         |
| (31) 無窓階      | 消防法施行令第10条第1項第5号に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階                              |

## 2 凡例

本運用基準の各文末尾の記号は、次のとおりとする。

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| (1) 無 印 | 法令基準（法令解釈等）              |
| (2) ☆   | 法令基準 + 指導基準              |
| (3) ◇   | 指導基準（法令に定めのない事項に関する行政指導） |

## 第4 運用基準の適用

施行日以前の運用取扱いによって規制している既存防火対象物については、本運用基準にかかわらず、なお従前の取扱いによるものとする。なお、この場合においても本運用

## 第1章 総則

基準を適用できる場合にあっては、当該適用を妨げないものとする。

## 第 1 章 総則